（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第七条の規定の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、同条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺　五典

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十六号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「二、〇九六、三〇〇トン」を「二、一〇四、二〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「二八三、八〇〇トン」を「二五一、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十七号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六第十一号中

トル	パスカル又はニュートン毎平方メートルの七百六十分の十万千三百二十五

を

水銀柱メートル	パスカル又は毎平方メートル六分の十万千
水銀柱センチメートル	水銀柱メートル一
水銀柱ミリメートル	水銀柱メートル一
水柱メートル	パスカル又は毎平方メートル百六・六五倍
水柱センチメートル	水柱メートル
水柱ミリメートル	水柱メートル
トル	パスカル又は毎平方メートル十分の十万千

ニュートンルの〇・七三百二十五	
ルの百分の	
ルの千分の	
ニュートンルの九千八	
の百分の一	
の千分の一	
ニュートンルの七百六三百二十五	

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の廃止）

2　計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成十一年政令第二百七十三号）は、廃止する。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎